

# 感染症法に基づく医師の届出 を検査施設設置市町村経由と する見直し

令和3年7月16日  
延岡市

# 検査施設設置の経緯等

本市は県北部に位置しているが、本市に所在する県の保健所（延岡保健所）では検体採取しか行っておらず、これまでPCR検査は本市から車で1時間半かかる宮崎市内の県環境衛生研究所のみで行ってきた。

また、検体は午前・午後の各1回ずつしか搬送されないため、例えば夜に採取した検体は翌日午前中の搬送となるなど、スピーディーな検査ができない状況であった。

さらに、結果発表は全県分をまとめて県が発表するため、結果判定から発表まで1～2日程度のタイムラグが生じるなどの課題もある。

このように、スピーディーな対応が行われないことは、その間に感染がさらに拡大することや、風評の拡大等が懸念される。また、例えば従業員が感染した事業所において、その事業所には濃厚接触者がいなくても、情報が公表されるまでの時間が長くなることで根拠なき風評被害が生まれ、それにより関係者が経済的ダメージを受けることなども発生している。

そこで、本市では、昨年8月から市独自に「延岡市夜間急病センター」にて検査を開始（市が全額経費を負担）した。（本市は保健所設置市でないため、この検査は医療行為として行う必要があることから、市から延岡市医師会に委託し、医師会所属の医師が検査を行うという形になっている。）